

平成23年度 事前事業評価書

# 就職氷河期世代も含めたフリーター等の 就職支援の強化（新規）

平成23年9月

職業安定局派遣・有期労働対策部若年者雇用対策室

(久知良若年者雇用対策室長) [主担当]

## 1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅱ 意欲のあるすべての者がディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に就ける社会を実現する			
施策大目標 分野	1	2	3
	雇用の「量」を拡大し、 就業率の向上を図る	雇用の「質」を向上させ、安心して快適に働くことができる環境を整備する	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する
施策中目標			
3 高齢者・障害者・若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る			
施策小目標			
1	定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保を図ること		
2	障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて雇用の安定及び促進を図ること		
3	若年者の雇用の安定・促進を図ること		
4	就職困難者等の円滑な就職等を図ること		

その他、以下の事業と関連がある。

## 2. 関連施策の経緯と現状 一問題点と解決の方向性

### 【現状】

フリーター数については、平成15年の217万人をピークに、平成20年まで5年連続で減少したものの、平成21年から増加に転じ、平成22年には187万人となっている。

フリーターは増加傾向にあり、いったんフリーターとなってしまうと正規雇用での就職が困難となり、フリーターから離脱できない者も依然として多数存在する。

### 【解決の方向性】

フリーターからの出口対策を徹底する必要があるため、就職支援ナビゲーターを各都道府県の若者の多いハローワーク等に再配置し、スキルのない若年者に対して、向き合い型による支援を実施するとともに、大都市圏においては、より若者の集約を図るため、「わかものハローワーク」を設置（平成24年度においては3都道府県に設置）する。

なお、「わかものハローワーク」においては、スキルのない若年者を中心に自分の将来にわた

ってのキャリア形成、能力開発等の必要がある35歳未満の若年者（主に20代）すべてを対象に支援を実施し、就職支援ナビゲーターを配置することにより、向き合い型による支援を実施する。

### （関連指標の動き）

		H18	H19	H20	H21	H22
1	フリーター数（万人）	187	181	170	178	183
（調査名・資料出所、備考等） 「労働力調査（詳細集計）」総務省統計局						

## 3. 事業の内容

### （1）実施主体

労働局（公共職業安定所）

### （2）概要

新卒応援ハローワークによる新卒者・既卒者への就職支援により、フリーターにならないようにする入り口対策に加え、ナビゲーターによる就職までの担当者制の向き合い型支援等によるフリーターからの出口対策を行う。

### (3) 目的

「日本再生のための戦略に向けて」（平成23年8月5日閣議決定）において、「新成長戦略」（平成21年12月30日閣議決定）により設定された、平成32年までに「若者フリーター約124万人」の目標を堅持するとされており、ハローワークにおけるフリーター等に対するきめ細かな職業相談・職業紹介に加え、本事業の実施によりフリーターの減少を目指す。

### (4) 予算

会計区分：雇用勘定：一般会計 = 6：4

平成24年度予算要求：2,011百万円

(雇用勘定：1,207百万、一般会計804百万円)

事業全体に係る予算の推移：

H20	H21	H22	H23	H24
—	—	—	—	2,011 百万円

## 4. 評価（必要性、有効性、効率性）

### (1) 必要性の評価

以下の考察を行った結果、本事業には必要性が認められる。

#### ① 行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有 / 無

若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、我が国の社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題である。職業紹介等については、民間でも自由に行えるが、民間が取り扱わない就職困難性を抱えるフリーター等の就職支援については、最後のセーフティネットとして行政が関与する必要がある。

#### ② 国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有 / 無

フリーターについては、「日本再生のための戦略に向けて」（平成23年8月5日閣議決定）において、「新成長戦略」（平成21年12月30日閣議決定）により設定された、平成32年までに「若者フリーター約124万人」の目標を堅持するとされており、この目標を期限までに確実に達成するためにも、国がハローワークの全国ネットワークを活用して、全国齊一的に（地域による取組内容や取組みのスピードのばらつきなく）かつ的確に行う必要がある。

## ③ 民営化・外部委託の可否：可／否

フリーター等に対する就職支援については、国がハローワークで行う事業主指導、的確な求人確保が極めて重要であり、これらの取組と、きめ細かな職業紹介・職業相談、職業訓練の受講の相談などを組み合わせ、一体的に行うことが効果的であるため、民間委託等によらず、国が指導権限の行使を伴う形で直接に実施する必要がある。

## ④ 他の類似事業との整理

## 1) 民間に類似の取組はないか

なし

## 2) 地方自治体に類似の取組はないか

若年者のためのワンストップサービスセンター（通称「ジョブカフェ」）においては、地域の若者全般を対象に、各種支援情報の提供、適職・適正診断、就職面接会等を実施している。

この利用者のうち、就職に向けた担当者制によるきめ細かな個別支援（職業相談・職業紹介）が必要な者（35歳未満の若年者（主に20代））については、わかものハローワークに誘導するなどし、相互に役割を明確化した上で、必要に応じて連携を図ることを予定。

## 3) 他省庁に類似の取組はないか

なし

## (2) 有効性の評価

## (政策効果が発現する仕組み)

## 〈投入〉

「わかものハローワーク」を設置（平成24年度においては3都道府県に設置）

↓

## 〈活動〉

- ・ 職業相談・職業紹介、求人開拓等
- ・ 担当者制によるきめ細かな個別支援（予約制による職業相談・職業紹介、模擬面接、来所が絶えた場合の来所勧奨等）
- ・ 求職者ニーズ、能力等に応じた個別求人開拓
- ・ 就職活動に必要な各種セミナーの定期的な開催
- ・ フリーター等の採用に積極的な起業による就職面接会
- ・ 求人企業に応募前企業見学等の充実
- ・ 職業訓練の受講の相談 等

↓

〈結果〉

- ・フリーター等の就職の促進

↓

〈成果〉

- ・フリーター等の減少、若年層の雇用情勢の改善

(検証)

上記の成果が発現するためには、「わかものハローワーク」を設置し、通常ハローワークで行われている職業相談・職業紹介、求人開拓等に加え、担当者制によるきめ細かな個別支援、求職者ニーズ、能力等に応じた個別求人開拓等さまざまな支援メニューを、個々の状況に応じて組み合わせ、綿密な支援を行うことが必要である。

### (3) 効率性の評価

従来より、ハローワークにおいては、フリーター等に対する職業相談・職業紹介を実施し、平成22年度は30.4万人の正規雇用化を実現しており、フリーター等の正規雇用化の実現については、個々の状況に応じたきめ細かな就職支援を行うことが有効的な手法であると評価できる。

一方で、フリーター数は依然として増加傾向にあり、フリーターから離脱できない者も依然として多い。特に大都市圏においては、若者の集約を図りやすいことから、地域ごとに点在するハローワークにおける支援のみならず、「わかものハローワーク」において就職支援を集中化することが効率・効果的な支援方法であると評価できる。

### (4) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

## 5. 評価の反映

平成24年度予算概算要求において、2,011百万円を計上

## 6. 事後の検証

(指標)

本事業が期待した効果を発揮したかどうかについては、下記の指標を定め測定することとする。また、下記に示す達成時期を待たず、必要があればその都度改善を講ずるものとする。また、効果の分析には下記の参考統計も参照するものとする。

## ○アウトカム指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
就職者数	—	
（調査名・資料出所、備考等）		

## （評価計画）

本事業の効果を測定するため、「わかものハローワーク」における就職者数を評価指標とする。

## 7. 参考

本評価書中で引用した閣議決定は以下のサイトで確認できる。

- ・ 「日本再生のための戦略に向けて」（平成23年8月5日）

<http://www.npu.go.jp/policy/policy04/pdf/20110805/20110805.pdf>